

## 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づくばいじんに係る届出施設

### 届出が必要な施設（条例施行規則別表第3第1号）

用途	項	施設種類	規模※
食料品の製造	一	反応炉	火格子面積（0.5m <sup>2</sup> 以上1m <sup>2</sup> 未満） 燃焼能力（30L/時以上50L/時未満） 変圧器容量（100kVA以上200kVA未満）
	二	直火炉	変圧器容量（100kVA以上200kVA未満）
	三	加熱炉	火格子面積（0.5m <sup>2</sup> 以上） 燃焼能力（30L/時以上） 変圧器容量（100kVA以上）
無機化学工業品の製造	四	ばい焼炉	処理能力（1t/時未満）
	五	焼結炉（ペレット焼成炉を含む）	
	六	煨(か)焼炉	
	七	反応炉 （カーボンブラック製造用燃焼装置を含み鉛系顔料製造用を除く）	火格子面積（0.5m <sup>2</sup> 以上1m <sup>2</sup> 未満） 燃焼能力（30L/時以上50L/時未満） 変圧器容量（100kVA以上200kVA未満）
	八	直火炉	
	九	加熱炉	火格子面積（0.5m <sup>2</sup> 以上） 燃焼能力（30L/時以上） 変圧器容量（100kVA以上）
カーバイドの製造	一〇	電気炉	変圧器容量（1000kVA未満）
窯業製品の製造	一一	焼成炉	火格子面積（0.5m <sup>2</sup> 以上1m <sup>2</sup> 未満） 燃焼能力（30L/時以上50L/時未満）
	一二	熔融炉	変圧器容量（100kVA以上200kVA未満）
	一三	加熱炉	火格子面積（0.5m <sup>2</sup> 以上） 燃焼能力（30L/時以上） 変圧器容量（100kVA以上）
金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛の精錬を除く）	一四	ばい焼炉	処理能力（1t/時未満）
	一五	焼結炉（ペレット焼成炉を含む）	
金属の精錬	一六	煨(か)焼炉	
金属の精製又は鑄造 以下を除く （こしき炉 銅・鉛・亜鉛の精錬 鉛の第二次精錬（鉛合金製造を含む） 鉛の管・板・線の製造 鉛蓄電池の製造 鉛系顔料の製造用溶解炉・反射炉）	一七	溶解炉	火格子面積（0.5m <sup>2</sup> 以上1m <sup>2</sup> 未満） 燃焼能力（30L/時以上50L/時未満） 変圧器容量（100kVA以上200kVA未満） 羽口面断面積（0.5m <sup>2</sup> 未満）
金属製錬 合金の製造	一八	溶解炉	火格子面積（0.5m <sup>2</sup> 以上） 燃焼能力（30L/時以上） 変圧器容量（100kVA以上）

用途	項	施設種類	規模※
金属の鍛造 金属の圧延 金属・金属製品の熱処理	一九	加熱炉	火格子面積 (0.5m <sup>2</sup> 以上1m <sup>2</sup> 未満) 燃焼能力 (30L/時以上50L/時未満) 変圧器容量 (100kVA以上200kVA未満)
金属・金属製品の溶融めっき	二〇	加熱炉	火格子面積 (0.5m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力 (30L/時以上) 変圧器容量 (100kVA以上)
製鉄 製鋼 合金鉄の製造	二一 二二	電気炉	変圧器容量 (1000kVA未満)
金属の精製 金属の製錬 合金の製造	二三 二四	電気炉	すべて
すべて (銅・鉛・亜鉛の精錬用を除く)	二五 二六	乾燥炉	火格子面積 (0.5m <sup>2</sup> 以上1m <sup>2</sup> 未満) 燃焼能力 (30L/時以上50L/時未満) 変圧器容量 (100kVA以上200kVA未満)
すべて	二七 二八	廃棄物焼却炉	焼却能力 (100kg/時以上200kg/時未満) 火格子面積 (1m <sup>2</sup> 以上2m <sup>2</sup> 未満)

備考1 ※規模要件については、項目のいずれかに該当すること。

備考2 表の「燃焼能力」は重油換算した燃焼能力を示す。